

人権チェックリスト

平成30年

10月号



LGBT（性的少数者）の人々が直面している様々な問題を知っていますか？

LGBT（性的少数者）とは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）の頭文字をとって組み合わせたものです。

近年、LGBTという言葉がテレビや新聞で頻繁に取り上げられ、目にする機会が増えていますが、多くの学校や職場では、LGBTの人々に対する理解が進んでいないため、様々な問題に直面しています。

・アウティング

「アウティング」とは、本人の許可なく、LGBTであることを他人に暴露することです。

友達や同僚から、LGBTであると打ち明けられた際に、受け止めきれずに他の人に話してしまう場合があります。自分がLGBTであることを他人に知られたくない人にとって、アウティングは重大な人権侵害です。本人の了承なしに、他の人には話さないようにしましょう。

・LGBTの人々に対するからかいや認識不足

学校や職場でLGBTの人々を笑いのネタにしたり、「オカマ」「ホモ」など、差別的な言葉をふざけて使ったりすると当事者の心が深く傷つくとともに、孤立感が高まります。「オカマ」「ホモ」などの差別的な言葉がどれだけ当事者を苦しめるかを考えましょう。また、身近に当事者の人がいるかもしれないという認識不足の人が多いため、恋愛に関する話題は、異性愛を前提としたものになりがちであり、そのことが知らず知らずのうちに当事者の人を苦しめている場合もあります。あなたの身近なところにも当事者がいるかもしれないということを認識することが必要です。

・トランスジェンダー特有の悩み

男女で分かれているトイレを利用する際に、どちらにも入りづらいため極カトイレに行くことを我慢することがあります。だれでも利用できる多目的トイレ等を設置することはトランスジェンダーへの配慮につながります。また、男女で分かれている更衣室も同様です。その他にも、性別が明確な服装をしなければならないことに悩むこともあります。

チェック

LGBTの人々は、このような問題に直面しているため、孤立・不安といったストレスで苦しみ、場合によっては不登校や自殺につながることもあります。

誰もが自分らしく生きられる社会の実現のためには、このような問題があることを知るとともに、多様な性について認め合い、正しい知識を持ち、理解を深めていくことが大切です。

<相談窓口>

- ・県人権啓発センター ☎073-421-7830
- ・県庁人権局 ☎073-441-2563
- ・各振興局総務県民課
- ・県精神保健福祉センター ☎073-435-5192
- ・県男女共同参画センター“りいびる” ☎073-435-5246
- ・県教育庁義務教育課児童生徒支援室 ☎073-422-7000
- ☎0739-23-1988

※内容に応じて、関係機関等と連携し対応します。

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566

